

災害時等における道路啓開等の支援に関する協定

東京都(以下「甲」という。)、一般社団法人日本自動車連盟(以下「乙」という。)、全日本高速道路レッカー事業協同組合(以下「丙」という。)及び一般社団法人全国ロードサービス協会(以下「丁」という。)は、東京都内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)における道路啓開等の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時等において、甲から乙、丙及び丁に対して行う道路啓開等の支援の要請に関して必要な事項を定める。

(道路啓開等の要請)

第2条 甲は、道路啓開等の支援が必要な場合は、乙、丙及び丁に対し、次に掲げる事項を要請することができる。

- (1) 緊急通行車両の通行の妨げになる車両その他の物件(以下「車両等」という。)の移動・運搬
- (2) 車両等の保管場所の確保
- (3) 車両等の移動・運搬に関する専門的な知識を有する者の派遣

(要請に対する回答)

第3条 乙、丙及び丁は、前条の規定による要請があった場合は、最大限協力するものとし、甲に対し、支援に関し必要な事項を回答する。

(要請及び回答の方法)

第4条 第2条及び前条の規定による要請又は回答は、書面により行う。

2 前項の規定にかかわらず、書面によって要請又は回答を行う時間的余裕がない場合は、口頭によりこれを行うことができる。ただし、口頭による要請又は回答を行った場合は、速やかに当該要請又は回答について書面を作成し提出する。

(情報提供)

第5条 甲、乙、丙及び丁とは、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用負担)

第6条 第2条の規定による要請に基づき乙、丙及び丁が実施した業務に要する費用は、甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害時等の直前の乙、丙及び丁における価格を基準として算定する。
- 3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲、乙、丙及び丁協議の上、別途定める。

(損害の負担)

第7条 本協定に基づく業務の実施に伴い、甲、乙、丙及び丁の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合又は業務に従事した者に損害が生じた場合には、その処置について、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議の上、取り決める。

(担当部署及び連絡責任者)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく業務に関する担当部署を定め、連絡責任者を選任するとともに、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(協議等)

第9条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、又は本協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙丁協議の上、定める。

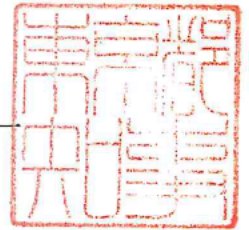
2 甲、乙、丙及び丁は、相互に協力して、本協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、本協定に基づく業務の円滑な運用に努める。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までの間とする。ただし、期間満了日の3か月前までに、甲乙丙丁のいずれかの者が更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降もこの例による。

平成26年 7 月 3 / 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
代表者 東京都知事 舛添 要



乙 東京都港区芝大門一丁目1番3号
一般社団法人日本自動車連盟
代表者 会長 小栗 七生



丙 東京都港区南青山一丁目10番3号
全日本高速道路レッカー事業協同組合
代表者 理事長 佐藤 正良



丁 東京都大田区東糞谷五丁目15番13号
一般社団法人全国ロードサービス協会
代表者 会長 藤 來 有 二

